

圈を抜け、アジア最大の強国の地位を確立した。日本のこの躍進を阻止する機会——それが華府会議なのであつた。華府会議は第一次大戦後の平和主義と国際協調を象徴する会議の如き外観を有しながら、余りに現実を無視したが故に、予期せぬ矛盾を生み出してゆく結果になり終つたのであつた。

例へば、米国は不安と疑惑の対象たりし日英同盟を四国条約締結といふ形で解消せしめ、日本と英国を引き離すことに成功した。だがその結果、その後の極東情勢の混乱と急変に、日本は単独で対処せざるを得なくなり、我国は自ら望んだわけでもないのに、孤立の道へ追ひやられていつたのである。

また「中国に関する九国条約」について考へてみるならば、この条約の最大の問題点は、それが早晩支那に確固たる安定政権が出現し、支那が近代国家として統一されるであらうとの予測に基づいた条約だつたことである。現実の支那は、その後、共産主義の滲透によつて、ますます混乱の度を深め、激烈な排外主義に向つたのであるが、これは九国条約締結当時には予想されなかつたことである。華府会議に於ては、「現実の支那」よりも、「有るべき支那」が前提とされたと言はれる。されば、支那のその後の情勢の変化に対して、華府条約は何ら現実に有効なる対応をなし得なかつたのである。ここに華府会議の非現実性と幻想があつた。

上述の如き華府会議諸条約の上に築き上げられた体制をワシントン体制と称する。西に於てはドイツの弱体化を目的とするヴェルサイユ体制が、東に於ては日本の進出を拘束せんとするワシントン体制が、ほぼ時期を同じくして出現したのは興味深い現象であり、またこの両体制がその後の二十年の経過の中で、夫々独・日両国によつて打破すべき目標とされ、第二次世界大戦を惹起したことは、一層皮肉な歴史の符合と云ふべきであらう。

一般にワシントン会議は米国極東政策の国際的成文化であると云はれる。しかも、それは多分に観念や原則の優先する性格のもので、再び 그리스ウォルドの言葉によれば「米国の伝統的極東政策の神格化」であつた。そしてそれが、日本の大陸と太平洋への進出を阻止し、以て米国の東洋進出の路を平坦ならしめる動機に出たことを考へれば、ワシントン会議は正しくその本質に於て「日米の政治的決闘」と呼ぶことが許されよう。

第七章 国際協調の幻想

第二節 排日の軌跡

ワシントン会議は、第一次大戦後の平和主義や国際協調の気運を象徴するものとも見られるであらう。日米関係について云へば、ワシントン会議から満洲事変に至る十年間は日米協調の時代であり、それを代表するのが幣原平和外交であると考へられてゐる。だが一九二〇年代が、真実国際協調の時代であつたなら、ワシントン会議の十年後に満洲事変が勃発するやうな事態にはならなかつたであらう。

ワシントン会議で高唱された国際協調精神の破綻を示す一つの明白な表徴は、会議の二年後、一九二四年に米国で排日移民法の成立した事実である。

再燃した米国の排日

さて、日米紳士協定成立以後の米国に於ける日本人排斥問題はどのやうに展開して行つたであらうか。

一九一三年、カリフォルニア州議会は、日本人の土地所有を禁止し、かつ借地期間を三カ年に制限する法案を可決したが、これが第一次排日土地法と云はれるものである。

一九一七年には、全アジア地域からの移民を排斥する米国移民法が制定されたが、我国は嚴重な抗議を繰返した結果、米国への入国を禁止されるアジア地域から日本を除外させることに成功した。

欧洲戦争中は一般に対日感情は好転し、加州排日土地法緩和の望みさへ抱かせたのであつた。だが、大戦が終結するや、パリ講和会議での日本人種差別撤廃の提唱などもあつて、排日運動は再燃化した。その過程で問題とな

つたのが所謂「写真結婚」による渡米である。

写真結婚は、主として明治末から大正期の米国・カナダなどの日本人移民間に見られた典型的な結婚手段で、故郷の両親や親戚など仲介者を通して写真・履歴書を交換し、文通を重ねたのち縁談を成立させ、入籍後に妻として夫のもとへ渡航するものである。迎妻帰国に比べて簡便であり、特に新規労働移民が禁止・制限された日米紳士協約以後、呼寄せ移民の多数を占めた（若槻泰雄「排日の歴史」）。

この写真花嫁は風俗習慣の相違から奇異の目で見られ、米国人の感情を刺激したため、フィーラン、インマン等の加州出身排日家が特に日本人攻撃の好材料としたのであつた。

かくして日本政府は大局の利害を考量し、遂に写真結婚禁止の断行を決意し、写真婦人への米国本土行き旅券発給を翌一九二〇年三月一日以降禁止することを決定したのであつたが、写真禁止は加州の排日緩和には効果なく、一九二〇年には加州土地法が成立し、「帰化不能外国人」には土地所有権のみならず、一九一三年加州土地法の認める三年間の借地権も禁止されることとなつた（第二次排日土地法）。

「日本人は帰化不能」と裁定

一九二一年から一九二五年にかけて、アリゾナ、アーカンソー、ルイジアナ、デラウエア、アイダホ、カンザス、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニューメキシコ、オレゴン、テキサス及びワシントンの諸州が、カリフォルニアと殆ど同様の狙ひをもつ外人土地法を制定した。そして遂に一九二三年十一月十三日、米国大審院は、日本人は帰化による市民権獲得の資格なし（帰化不能）と最終的に判決を下したのであつた。翌年、この裁定はすべての東洋人に適用されることとなつた。

排日法案の提出

第一次大戦後、歐洲の疲弊に伴ひ、東欧及び南欧諸国より米國に渡來する移民の数が激増すると共に、米國に於ける經濟上思想上並びに政治上の論議の対象となり、ここに歐洲移民問題は一般の注目を惹くに至つた。殊に戦後擡頭してきたアメリカニズムの思潮は、米國に於ける國民統一の完成の急務なることを強調し、歐洲移民制限運動に有力な根柢を与へたのであつた。

「日本人移民だけが、大戦後、米國に取りついた外国人嫌ひの影響を受けた唯一の外国人ではなかつた。ユダヤ人、カトリック教徒、そして黒人も、共產主義あるいは反米的信条の疑ひをかけられた外国人と同様に、国家的魔女狩りの犠牲となつたのである」(クリスウォールド)

戦後に於けるヨーロッパの不況により、移民が氾濫することを恐れて、一九二一年、米國議會は、いかなる國民たるを問はず、一カ年の入国者数を「一九一〇年に米國に居住してゐた外国生れの各國民」の三パーセントに制限する法律を制定した(五・二三兩院通過、五・一九大統領ハーディング裁可、成立。六・一九実施)。

この移民制限法は一九二六年六月までの時限立法であつたため、やがてこれに代わるべき永久的法案が提出されるに至つたのである。

一九二三年十二月、ワシントン州選出共和黨議員アルバート・ジョンソンが米國下院に、帰化不能外国人の入国禁止条項を含む移民法案を提出したのはかかる情勢下に於てであつた。これと同時に帰化不能外国人の米國生れの子の国籍を剝奪せんとする憲法改正案もまた同じくワシントン州選出共和黨議員ジョンソンによつて上下兩院に提出された。この「帰化不能外国人の入国禁止」と云ふ表現は、「日本人と名指しこそしないが、日本人排斥を意圖した法律的語法」(クリスウォールド)に他ならなかつた。

下院に提出されたこのジョンソン移民法案の中で、注意すべき点は次の如きものである。

①毎年入国を許可すべき各国の移民は、特定の例外を除き一八九〇年の國勢調査に基く米國在留各國民人口の二パーセントに二百を加算したる数。

②帰化不能外国移民は再渡航者、布教師、大学教授又は學術的職業に従事する者並びにその妻子及び学生を除くのほか入国を禁止す。

また、ジョンソンが上院に提出せる憲法改正決議案は直ちに上院法制委員會に付託せられたが、その趣旨は以下の如くであつた。

「憲法補則第十九條」米國內に於て外国人たる親より今後生れたる子は、その両親が共に帰化権を有するにあらざれば米國国籍もしくは帰化権を有せず。また従前米國內に於て生れたる者は、その両親が共に米國国籍または帰化権を有するにあらざれば、本條項採用後、米國国籍もしくは帰化権を有せず。

「便宜上にあらず主義の問題」

この明らかに日本人排斥を目的とした二法案を阻止するため、日本政府は埴原正直駐米大使をして國務長官ヒューズと会談し、ジョンソン移民法案は日米通商航海條約及び日米紳士協約と矛盾する條項を含んでゐること、また憲法改正決議案は、成立すれば在米日本人に重大な影響を及ぼすものであることを指摘し、以てヒューズ長官の注意を喚起せしめた。越えて一九二四年一月一日、伊集院外務大臣は埴原大使に対し、この問題では、從來あくまで穩健説を唱へてきた日本の有識階級の論調も、著しい変化を來しつたのであるので、國務長官と篤と懇談を遂げるやう訓令し、その際次の諸点を参照するやうに注意した(「日本外交書24/対米移民問題經過概要」)。

①排日移民法案は現行の日米通商航海條約(一九一一年)と矛盾すること。

②移民制限は他の東洋人にも均しく適用されるものと弁明する者があるが、支那人には支那人排斥法あり、他の東洋人についてはすでに現行移民法中に緯度及び経度によつて制限を設けてある点より見れば、新移民法案中の差別規定は特に日本人を目的とするものである。

③新移民法の差別規定は、日本政府が条約を改正し、紳士協約を遵守し、多年の間、幾多の犠牲を意とせず甚大の苦心を重ねて維持して来た政策を一朝にして破壊するものである。

④元来、一国の市民としての適否は個人の条件によつて個々に判定すべきもので、人種の区別によつて概括的に決定すべきものではない。日本人を独断的に帰化不能国民として排斥することは日本国民の正当な自尊心を損傷するものである。

⑤太平洋岸の日本人は帰化権なきため各種の権利を奪はれ、その結果生業を失つて窮しつゝあるが、憲法改正決議案は更に一步を進めて、何ら罪なき彼らの子孫より各種の公権私権を剝奪し、向上的精神と希望を失はせ、米国内の不幸な少数民族たらしめるものである。

⑥今回の憲法改正決議案は日本世論の反感を衝動し、両国の親善関係に面白からざる影響を与へる虞れあるため、帝國政府は本問題に関し、米國政府の慎重なる考慮を求めざるを得ない。

一月十五日埴原大使は國務長官に面会し、日本国民は下院で着々審議中の移民法案と憲法改正案の成行に甚大の注意を払ひつつあり、万一同案通過すれば我が國論の沸騰するは必然なれば、日本政府が憂慮するは当然の次第なりとして、一月一日外務大臣訓令の趣旨に基づいて覚書を手交し、國務長官の注意を喚起した。その覚書の一節はこう述べてゐる。

「日本政府は、外國移民取締に関して一國の有する主権につき云々せんとするものにあらず。又日本人を歓迎せざる國に向つて移民を送らんと欲するものにあらず……本問題は日本にとり便宜の問題にあらずして主義の問題なり。単に数百名乃至数千名の日本人が他國に入國を許さるるや否やの問題は、國民感情の問題を惹起せざるべきものなり」

「華府會議の成果も水泡に……」(國務長官)

一月二十八日、下院移民委員長ジョンソンは國務長官に対し、ジョンソン移民法案に関する國務省の意見を求め、これに対しヒューズ國務長官は二月八日付の長文の回答を送つた。彼は移民に対して適切な制限を加へることは賛成であつたが、同法案が目論むやうな方法は強く不可としたのである。彼の意見では、法案は一九一一年の日米通商航海条約と抵触するのであつた。だが問題は、法律の問題であるよりはむしろ政策の問題なのであり、日本人だけを取り出して排斥する法案の實際的效果は米國にとつて不利益なものとなるであらうと云ふのであつた。ヒューズはそのジョンソン宛の書簡に於て

①帰化不能外國人の入國を禁止することは日本商人の入國を不可能ならしめるもので、日米通商航海条約に違反する。

②帰化不能外國人に関する規定が単に日本人のみを目的とするにあらずと弁明するのは無益である。何故ならば、支那人排斥法も、他のアジア人に適用すべき禁止区域に関する移民法の規定も依然として存続するが故に、帰化不能外國人の入國禁止条項は實際上、日本人のみの排斥を目標とすることになる。

と指摘した上で以下の如く述べた。

「日本人は元來敏感なる國民なれば、疑ひもなく、かかる立法を以て恥辱を加へられたるものとみなすであら

う。余は遺憾ながら、かくの如き立法行為は、日米関係改善に貢献すること大なりし軍備縮小に関するワシントン會議の事業を、大部分水泡に帰せしむると信ずる旨を表明せざるを得ない。日本に於ける最近の震災に際し、難民救済のため米国が示した関心と任侠も、本法案制定の結果生ずべき日本国民の憤激を軽減するには効果ないであらう。何となれば、かくの如き立法はいかなる慈善行為を以てするも到底緩和し得ざる侮辱とみなさるるからである。かかる感情が正当なるか否かを論議するは無用にして、単にかかる感情が生ずべしと云ふを以て足りるのである。……問題は、我々が最も懇篤なる関係を確立し来れる友邦をかく侮辱することが有意義か否か並びにかくの如き行動より如何なる利益を得ることが出来るか、なのである」(前掲「日本外交文書」傍点筆者)

帰化不能外国人に関する条項を削除し、日本移民にも他国民に対すると同様の割当制度を適用することとすれば、それによつて入国し得べき日本移民は年々わずかに二百四十六名に過ぎない。従つてこの方法によれば、日米紳士協約と相俟つて移民に対する旅券及び移民許可証発給に關して日本政府の有効な協力を受けることができるのであり、更に日本政府として日本より合衆国接壤地に渡航する者の取締りに協力することも確實である。このやうな措置は毎年二百五十名以下の日本移民に対し二重の取締りを行なふことになり、日本人入国禁止よりも遙かに有効である。移民制限の必要は十分に認めるが、差別待遇云々の非難を招くことがなきやう希望する——ヒューズ國務長官はジョンソン宛書簡でかう述べたのである。

問題となつた「重大なる結果」

四月十日埴原大使は松井慶四郎外務大臣(新任)の訓令に基づき、米國務長官に抗議書を送付した。右抗議書は

- (一) 我国が日米紳士協定を忠実に実行してきたこと
- (二) 写真花嫁は一九二〇年三月一日以来停止してきてゐること

(三) 米國移民長官発表の統計によれば、一九〇八年から一九二三年の十五年間に米本土の日本人人口の増加はわずかに八、六八一人、年平均五七八人に過ぎず、しかもこの中には商人、学生、旅行者、官吏等すべての種類の日本人を含んでゐること

(四) 本問題は日本にとつて便宜の問題にあらずして主義の問題である。日本政府が重要視するのは、日本が國民として他國民より相当の尊敬と考慮を受ける資格ありや否やの問題である

と述べ、次の文言で結ばれてゐた。

「帰化不能國民排斥条項ノ目的ハ特ニ日本國民ヲ摘出シ、コレニ米國民ヨリ見テ価値ナク且ツ好マシカラザル國民トノ汚名ヲ印スルニアルコト明白ナリ。而モコレガ法律トナリタル^{あか}暁、ソノ實際ノ結果ハタダ一年ワツカニ百四十六名ノ日本人入國ヲ排斥スルノミ。他面紳士協約ハコノ二百四十六名ノ入國ヲ許ス以外ニ於テハ、事實上日本人排斥条項ニヨリテ達セントスル凡ユル目的ヲ達成シ居ルモノナリ、従来國際的交際ニ當リ、常ニ正義ト公正トノ崇高ナル主義ニ立脚シ来リタル貴國民ガ毎年二百四十六名ノ日本人ヲ排斥センガタメニ貴國トノ友情維持ニ熱心ト^び勉^びトヲ以テ絶エズ努力シ来リシ友邦國民ノ自尊心ヲ著シク傷ツケ、且ツ米國政府モシクハ少クトモ行政部ノ誠意ヒイテハ名譽ヲ毀損スルガ如キ手段ニ訴フルノ意思ヲ有スベシトハ信ジ難シ。……モシコノ特殊条項ヲ含ム法案ニシテ成立ヲ見シカ、兩國間ノ幸福ニシテ相互ニ有利ナル關係ニ對シ重大ナル結果ヲ誘致スベキハ本使ノ感知セザルヲ得ザル所ニシテ、貴官モマタ同感ナルヲ信ズルモノナリ……」

所がこの書簡が公表されると、ロッチ上院議員(外交委員長)は、埴原書簡の中の「重大なる結果」(grave consequences)といふ文言は「覆面の威嚇」であり、米國は外國の覆面の威嚇によつて移民法といふ國家主權に屬する立法を左右されるべきでない等と述べ、「重大なる結果」の一句が俄然問題化したのである。この後の数日間のうちに、下院、続いて上院も排日移民法案を可決したのであつた。

ここに於て埴原大使は、「脅迫」とはもつてのほかであるとして國務長官に書簡を送り(四月十七日)、移民法案

中の排日条項が日米の伝統的友誼に及ぼす憂慮すべき影響を「重大なる結果」と信ずるが故に「本使はただ淡白に右文書を用ゐたる次第にして、毫も非礼の念を伝へんとする意思を有せしにあらす。況んや『覆面の威嚇』を加へんとするが如き意思に於てをや」と釈明した。

これに対しヒューズ長官は翌日、埴原大使が少しも威嚇の意を表明しようとの意思を有してゐるものではないと確信する旨の回答を送付してきたのであつた。

この前後、ヒューズ國務長官はロッヂ上院議員に手紙を送り、次のやうに深刻な憂慮の氣持を伝へたのであつた。

「私は事態を非常に心配してゐる。日本に対してのみならずアメリカに対しても、全く不必要な、しかもいやしがたい傷をつけられてしまつた。日本人の心に深い恨みの念を植ゑつけるのは極めて無分別なことであつた。もとより日本との戦争を懸念したり恐れたりする必要はないが、これから東洋に於て友情と協調の代りに傷心と敵意とを期待していかねばならないだらう。このやうな種をまいた結果がどうなるか、考へるだけでも恐ろしい。我々が東洋で友好的な雰囲氣を作り出さうと懸命に努力してきたために、かなりの成功があつたが、これも今となつては水泡に帰してしまつた」(C. C. Tansill: Back Door to War)

排日移民法成立す

五月十五日、下院は両院協議会が決定した移民法案を三〇八対五八で可決、上院もまた六九対九で可決し、十七日移民法案は大統領に送付された。

五月二十六日、クーリッジ大統領は一九二四年移民法案に署名し、排日移民法は成立した。

論議に論議を呼んだ一九二四年排日移民法は実施されることとなつた。一九〇〇年頃から太平洋岸に發生し、次

第に激化して行つた米国の排日移民問題は、かくして一応の帰結を見た。「日米両国政府が避けようと三〇年間に互つて努力を続けてきた排日法は、遂に事実となつたのである」(グリスウォルド)。

排日移民法は正式には一九二四年移民法と呼ばれる。既述したやうに一九二四年五月二十六日成立、同年七月一日より実施された三十二条より成る新アメリカ移民法である。歐洲移民の流入を割当制によつて制限した一九二一年比例制限法の強化と恒久化を目指すものであつた。

即ち第十一条(a) 各国移民の年歩合を一九九〇年國勢調査に基づく米本土在住の当該國籍の外國出生者の二パーセントとす。尤も各國民の最少歩合は百名とす。(b) 一九二七年七月一日以後は、毎年入國總数を十五万人とし、それを一九二〇年國勢調査による合衆國大陸居住者の旧本國別による人口數に按分比例し、各國に割當てた數を歩合(Quota)として移民の入國を許可す。尤も各國の最少歩合を百とす」となつて居り、この規定によれば一九二七年以後は日本移民の割當數は一八五となるのであつた。

だが他方で、この移民法は第十三条(c) 項「合衆國市民となることを得ざる外國人は……合衆國に入國することを得ず」と規定してをり、さきに大審院により「帰化不能國民」と判決された日本人は、この第十三条(c) 項により歩合制の適用對象から除外されたのである。支那人は一八八二年支那人排斥法で、また他のアジア人は一九一七年移民法ですでに入國を禁止されてゐたので、この移民法の排斥條項は明白に日本人を對象とするものであつた。同法が排日移民法(Japanese Exclusion Act)と稱される所以である。

我國の「嚴肅なる抗議」

不幸にして排日移民法成立し、日本政府が一九〇七年紳士協約以来、苦心に苦心を重ね維持して来た現状維持 Status quo の立場は遂に根本より破壊されることとなつた。五月三十一日、日本政府は埴原大使をして抗議文を

ヒューズ國務長官に提出せしめた。

右抗議は、「一九二四年移民法」の第十三条(c)項が日本人排斥を目的とすることは明白であると批判し

「惟(ただ)フニ正義公正ノ原則ハ列國親交ノ根底ナリ。現今一般ニ承認セラレ、米國ノ終始支持セル機會均等主義マタ
実ニコノ原則ニ基礎ヲ有ス。殊ニ人種ニヨル差別待遇ハ不快ノ念ヲ一層深カラシム。……」

と述べて、排日移民法が米國對外政策の理念たる機會均等主義と矛盾する点を鋭く指摘した。そして抗議文は

「新法律ノ規定ハ、竟(ついに)ニ日本國ニ於テ紳士協約ニヨル義務ノ繼續承認ヲ不可能ナラシムルニ至レリ。日米兩國政
府間ニ於テ長時日ニ互リ反覆討議ノ未成立セル友好的協調ノ了解ハ今ヤ米國ノ立法行為ニヨリ突如トシテ破壊セ
ラレ、日本ガ兩國ノ親善關係ノタメニ過去十六年以上耐忍ヲ以テ誠実且ツ正確ニ遵守シ來レル自制的取締リモ今
ヤ徒爾ニ終レルガ如シ。……日本政府ハ茲(こゝ)ニ一九二四年ノ移民法第十三条(c)項ニ包含セラルル差別的条項ニ
対シ、嚴厲ナル抗議ヲ持續シ、コレヲ記録ニ留メ、且ツ米國政府ニ対シ差別待遇除去ノタメ一切ノ適當ナル措置
ヲトラレムコトヲ要請スルヲ以テソノ当然ノ責務ナリト思考ス」と結んでゐる。

明治の中葉以來続いた日本移民排斥問題をめぐる日米兩國の応酬はひとまづ終了したのであつた。そして戦後の
一九五二年(昭和二十七年)六月二十七日制定の新移民帰化法で差別条項が撤廃され、日本人への割当制(百八十五
人)適用が復活されるまで、排日移民法は二十八年間にわたつて施行され、その間日本移民は完全に米國の港から
締め出され続けたのであつた。

反米世論沸騰す

四月中旬、移民法案が上下両院を通過すると、東京所在の新聞十五社は、排日法案の不正不義を断じ、四月二十
一日、連名で共同宣言書を發表した。その中で曰く――

「今回アメリカ合衆國の上下両院を通過した排日案の不正不義なる次第は極めて明白である。……華府會議によつ
て一層その度を加へた日米の親善と、昨秋の大震災を機として太平洋の兩岸に架せられた友誼の橋及びその多幸な
る記憶が米國國會の措置によつて破壊されるとは、われわれの到底忍び得ざる所であり、若し該法案にしていよ
よ成立せんか、吾々はこれを米國民の確定意思と認むるの外なく、その結果兩國國民の間に存せる傳統的友好が深大
なる創痍(そうい)を受くるは勿論、兩國國民の協調によつて各自並びに諸國間の幸福に寄与することあるべき一切の光輝ある
事業に一大障害を来さん」と。

四月二十日内田良平の指導下に東京で開かれた國民大会を皮きりに全国各地で排米國民大会が開催され、決議文
の中には電報でアメリカ大統領に伝達されたものも少なくなかつた。四月二十五日には、神田三崎町弘教會館に日
大、早大、東洋大の学生が集り「排日問題大演説会」が開催され、大学有志十数名が熱弁を振り、「來れ愛國の志
士」「救へ同胞の危機」等の檄をとばした。

その他各所で演説会が開かれ、警視庁は在留米人の身を案じ、各警察署へ通牒を發するに至つた。また、清浦首
相、水野内相その他の閣僚や陸軍省へ過激な投書が頻々と送付された。

五月二十六日排日移民法成立するや、日本の世論は沸騰し、排日移民法反対の集會が相次いで開かれた。五月三
十一日には対米問題に憤つた四十歳前後の男が「米國民に訴ふ」「日本同胞國民に与ふ」との遺書を残し、割腹自
殺を遂げる事件も起きた。

六月に入るや、在日米國宣教師に続々と脅迫文が送られた。六月三日東京商業會議所は、新移民法実施を極めて
遺憾とする旨の決議をなし、米國各商業會議所に打電することに決した。

六月五日東京大阪の主要新聞社十九社連名の下に「排日移民法の成立は内容に於て人道に背き正義に反するのみ
でなく、日米兩國の傳統的親誼を無視したる暴挙である。わが國民は隱忍自重するも決してこの様な差別的待遇に
甘んずるものではない、吾人は輿論の代表としてここにわが民族の牢固なる決意を表示し併せて米國官民の反省を

求むる」旨の共同宣言が発表された（瀨川善信「一九二四年米國移民法と日米外交」、「國際政治26」所収）。

また同日、兩國国技館では「米國の措置に対し日本國民拳國一致的決意を表示する」目的で対米國民大会が開かれ、上杉慎吉帝大教授、頭山滿、内田良平らが演説し、三万人が来会した。

排米運動は映画界にも飛火し、東京市内の映画關係業者は七月一日より「米國映画を一切上映しない」旨の決議を行なつた。

排日法実施の七月一日には、米國大使館燒跡に竿頭高く掲揚されてゐた米國国旗を引下ろし、窃取するといふ事件が起つたが、犯人は間もなく逮捕され、国旗も無事に取戻すを得た。

「一九二四年」の歴史の意味

排日移民法の成立した一九二四年は、米國の対日作戦計画であるオレンヂ計画が確定された年でもあつた。

一九〇四年日露戦争開戦直後の四月、米國では陸海軍統合の色別計画と云はれる一連の戦争計画が作成された。即ち赤は英國、黒はドイツ、緑はメキシコ、オレンヂは日本などと、国別にカラーネームをつけて呼ばれる作戦計画であつた。

対日戦争計画の中心はフィリピン防衛構想であつた。即ち、米國が米西戦争でフィリピンを獲得してから大正中期に至る二十年間は、日本に比島攻略の意図はなかつたのであるが、米國は日本にその意図があるものとして、太平洋戦略を着々と推進したのである。そして、ワシントン会議によつて軍備強化を凍結された西太平洋に於ける対日作戦計画「陸海軍統合作戦計画——オレンヂ」が作成されたのは、正に一九二四年八月だつたのである（W・R・ブレステッド論文「アメリカ海軍とオレンヂ作戦計画」）。

かく見てくる時に、一九二四年といふ年はまことに象徴的な年であるといふ他ない。米排日移民法の成立は、日

本國民をして国力なき國の悲哀と屈辱を痛感させ、三國干渉以来、二度目の臥薪嘗胆がじんちやうたんを余儀なくさせた。ワシントン会議は、太平洋と極東に於ける日本の發展を掣肘するに留まらず、それが掲げた國際親善・國際協調なる理想が、所詮は一時的な幻影に過ぎなかつたことを、排日移民法によつて白日の下に暴露したのである。日本人が、ワシントン体制の下での平和主義に、偽善の疑ひを抱きはじめていたのも理由のないことではなかつた。ワシントン体制への抜き難い不信と、その体制を打破せんとする民族的志向は、否応なくここに動きはじめたのである。そして、これと時期を同じくして、米國軍部に於て、具体的な対日太平洋作戦計画「オレンヂ・プラン」が最終的に制定されたことは、日米關係の歴史的推移を象徴する重大事象であつたと云はねばならない。

ワシントン会議によつて太平洋上に新時代が到来したかと思はれたが、それもたつた二年間の幻影にしか過ぎなかつた。實に一九二四年の移民法こそは、ワシントン會議の成果を瓦壊せしめ、太平洋の平和を危殆ききに陥れ、國際親善の蓄つぼみを枯死せしめたのであつた（前掲瀨川論文）。白人世界への進出を拒まれた日本は、これ以後、滿洲を日本民族が生存發展するための新天地として、或いは「生命線」として一層注目と関心を寄せるやうになつてゆく。一九二四年は戦争と平和の分岐点でもあつた。

第二節 外蒙の赤化

ソヴェエト・ロシア、外蒙に侵入

極東に目を転ずれば、ここでもまた國際協調とは全く裏腹の事態が進行してゐた。先づ、革命後のソヴェエト・